



健康だワン

快適だニャー

ゼロ大阪

令和3年度 労働衛生関係施策のあらまし



製造業や建設業など
アーク溶接を行う皆様へ



特定化学物質障害予防規則等が改正されました

金属アーク溶接等作業を
継続して屋内作業場で行う場合

- ★特定化学物質作業主任者の選任 (R4.4～)
- ★特殊健康診断の実施 (R3.4～)
- ・全体換気装置による換気等の実施 (R3.4～)
- ・溶接ヒュームの濃度測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の選択 (R4.4～)
- ・フィットテスト (R5.4～)

等が義務になります

★印は、屋外作業場でも
実施義務があります



詳細は

建築物などの解体や
リフォームを行う皆様へ



石綿障害予防規則等が改正されました

建築物などの解体や改修を行う場合

- ・有資格者による事前調査 (R5.10～)
- ・一定規模以上の工事では、事前調査結果の届出 (R4.4～)

石綿の除去等工事を行う場合

- ・レベル1・2建材については建設工事計画届の提出 (R3.4～)

工事終了後は

- ・有資格者による確認 (R3.4～)
- ・写真等による作業実施状況の記録と3年間の保存 (R3.4～)

等が義務になります



詳細は

病院などで
放射線を扱う皆様へ



電離放射線障害防止規則等が改正されました

放射線業務について

- ★眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ
- ・線量の測定および算定方法の一部変更
- ・線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加
- ・電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

等の内容が改正されました
(全てR3.4～)

★印は、一定の医師につ
いて猶予措置があります



詳細は

特殊健康診断の項目が 見直されました

化学物質に関する特殊健診項目について
作業条件の簡易な調査の追加、
一部物質で肝機能検査を必須項目から外すなど、
全般的に見直されました (R2.7～)



詳細は

新型コロナウイルス感染症対策 5つのチェックポイント

- ☐ テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- ☐ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- ☐ 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- ☐ 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- ☐ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



より詳しいチェックリストは
厚生労働省ホームページから
ダウンロードできます



働き方改革を推進し、労働者の健康確保に取り組みましょう

長時間労働者の健康確保措置

★事業者が全ての労働者（管理監督者や裁量労働制の対象労働者も含む。ただし高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く）の労働時間の状況を把握

★事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供

★事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

★残業時間80h/月超の労働者が事業者へ面接指導の申出

事業者が産業医等による面接指導を実施

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

★事業者が産業医に措置内容を情報提供

★産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告

★事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告

★印は、働き方改革関連法等により新規追加・拡充された項目です



厚生労働省・大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

令和3年5月

労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が施行され、労働安全衛生法（以下、「安衛法」と記載）については、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られたところであり、改正後の安衛法の内容について、引き続き指導・周知を図ることとしています。

- 安衛法第 66 条の 8 の 3 に基づく労働時間の状況の把握については管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者が対象となることや労働者への通知が必要となったこと
- 同法第 66 条の 8 に基づく面接指導の対象要件について時間外・休日労働時間が 1 月当たりの時間外・休日労働時間が 100 時間を超えた者から 80 時間を超えた者に拡大されたこと
- 同法第 66 条の 8 の 2 及び第 66 条の 8 の 4 に基づく面接指導については労働者からの申し出が不要とされたこと
- 時間外・休日労働が月 80 時間を超えた労働者の情報を産業医に提供しなければならないこと
- その他改正安衛法の内容等について重点的に引き続き関係者へ指導・周知を図ることとしております。

労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供等

労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供

- (1) 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。

(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)

労働者の健康情報の適正な取扱いの確保

- (2) 事業者は、本人同意その他正当な理由がある場合を除き労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならない。また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。(全ての事業場)

※ じん肺法も同様の改正

ストレスチェックを踏まえた職場のメンタルヘルス（職場環境改善）

☆ストレスチェック実施後の集団分析結果を活用した「職場環境改善」が重要です。

- (1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の状況
平成30年度「労働安全衛生調査（実態調査）」では、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの期間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者（受け入れている派遣労働者は含まない）がいた事業者の割合は26.4%、退職者（受け入れている派遣労働者は含まない）がいた事業所の割合は14.6%となっている（労働者数50名以上の事業場）。
- (2) メンタルヘルス対策への取組状況
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は90.7%となっている。メンタルヘルスに取り組んでいる事業所について、取組内容（複数回答）をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」が90.9%と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が64.7%となっている（労働者数50名以上の事業場）。
- (3) ストレスチェック結果の活用状況
労働者にストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は77.9%であり、このうち分析結果を活用した事業所の割合は81.8%となっている（労働者数50名以上の事業場）。

ストレスチェック実施後の集団分析結果の主な活用内容

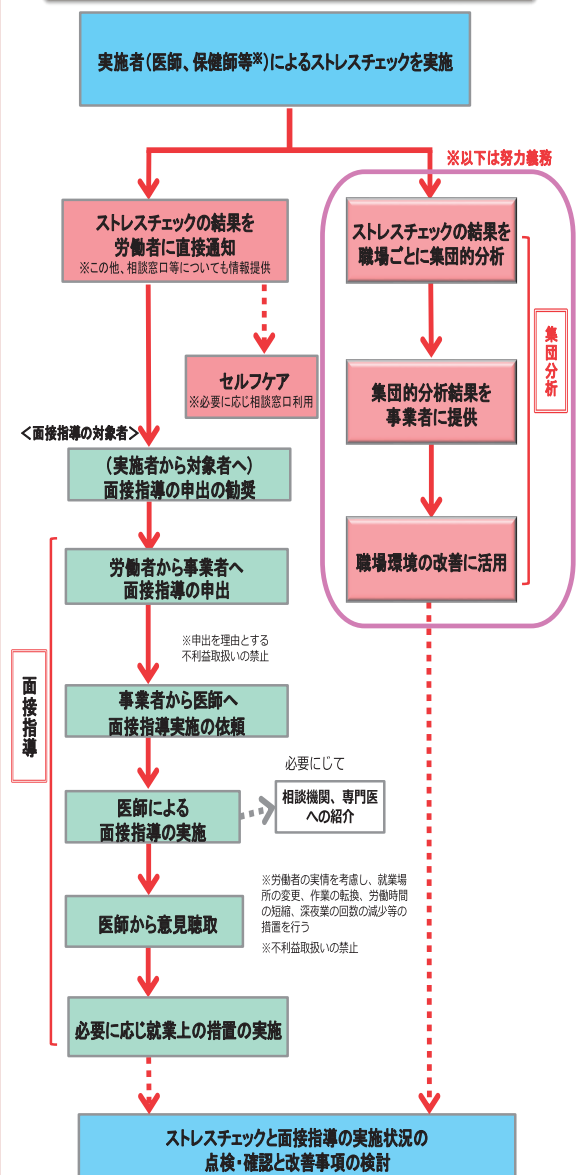


出典 平成30年「労働安全衛生調査（実態調査）」

職場で取り組むメンタルヘルス対策事項

- ・ 安全衛生委員会等における調査審議に当たっては、あらかじめ、事業場内でメンタルヘルス上の理由による休業者の有無、その人数、休業日数など、心の健康問題に係る事業場の現状を把握しましょう。
- ・ 次の内容を盛り込んだ「心の健康づくり計画」を策定しましょう。
 - 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
 - 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
 - 事業場内メンタルヘルスケア推進担当者の選任に関すること
 - 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
 - メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
 - 労働者の健康情報の保護に関すること
- ・ 労働者、管理監督者（職場の上司など）などに、メンタルヘルスケアのための教育研修を実施しましょう。
- ・ 職場のパワーハラスメント防止対策を踏まえた職場のメンタルヘルスを推進しましょう。

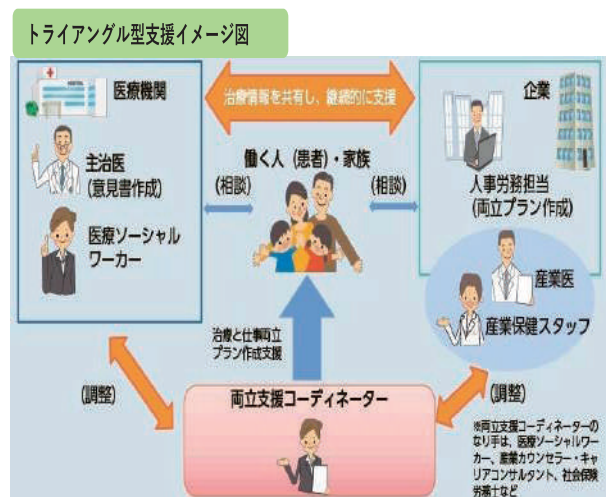
ストレスチェック実施後の「面接指導」・「集団分析による職場環境改善」実施の流れ



治療と仕事の両立支援

☆ 疾病を抱える労働者等の健康確保対策を推進します。

- 治療と仕事の両立支援の周知の強化及び治療と仕事が両立できる職場環境の整備を支援します。
- 『治療と仕事の両立支援』の普及促進強化月間」を9月に設定し、大阪産業保健総合支援センター、労働基準監督署等が開催する説明会において周知を図ります。
- 治療と仕事の両立支援制度の周知状況の把握に関するアンケート結果を踏まえて、周知広報を図ります。
- 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の連携に取り組めます。
- 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、「両立支援コーディネーター」の活用を促進します。
- 健康診断結果を踏まえた就業上の措置等の実施を指導します。
- 経営トップによる健康管理の取組方針の表明等を通じた企業の積極的な取組を促進します。



化学物質による健康障害防止

★化学物質の危険有害性に応じた適切なばく露防止措置をとることが重要です。

化学物質による健康障害防止のため、その製造者や取扱者などに法定の措置などの周知徹底を図ります。

○化学物質使用者などによるリスクアセスメント

- 一定の危険有害性が明らかになっている化学物質を取り扱う事業場では、リスクアセスメント※を実施し、評価結果に基づく適切なばく露防止措置をとることが求められます。
- ※ リスクアセスメントとは、作業による危険有害性を特定し、その程度を見積り、その結果に基づくリスク低減措置の内容を検討することであり、安衛法第57条の3により、平成28年6月1日から義務となっています。

○化学物質製造者などによる危険有害性の表示・SDSの交付

- 化学物質による健康障害防止には、危険有害性を有する化学物質を譲渡・提供する場合、容器へのラベル表示とSDS（安全データシート）を交付することにより、事業場での化学物質管理のための情報提供が重要です。
- ラベルやSDSには、名称、成分、有害性など関係する法令で定められた事項を記載しましょう。

※ 評価結果に基づく適切なばく露防止措置をとることが求められます。



◎特定化学物質障害予防規則などの法令の遵守

- 化学物質の取扱いにより、急性中毒やがんを発症することがあり、特定の有害な物質については、健康障害防止のために特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則などが定められています。

これらの規則においては、局所排気装置の設置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、健康診断の実施など必要な措置が定められていますので、これらの措置を適切に講じて健康障害を防止しましょう。

*化学物質による災害の増加が懸念されます

- 化学物質の取扱い、運搬中等において化学物質との接触、吸入等による化学薬傷、中毒等の災害が増加傾向にあったここ数年と比較し、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による休業要請等に伴い、減少に転じていますが、収束後再度増加することが懸念されます。
- 化学物質の取扱作業、運搬作業においては、リスクアセスメントの実施をはじめとした、健康障害防止対策を実施しましょう。

◎化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の健診項目を見直します

特定化学物質障害予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わったことを踏まえ、特定化学物質障害予防規則等を改正し、「作業条件の簡易な調査」を追加する等、健康診断項目等が見直され、令和2年7月1日から施行されています。

◎「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を新たに特定化学物質として規制します

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、新たに特定化学物質として規制し、労働安全衛生法施行令等について令和3年4月1日から施行されています。

溶接ヒューム等の法改正については、大阪労働局 YouTube チャンネルに説明用動画を配信中ですので参考にしてください。



◎歯科医師による健康診断の実施

塩酸、硝酸等の歯等に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者について、歯科医師による健康診断を実施しましょう。

石綿（アスベスト）による障害予防

★建築物の解体作業などにおいては石綿ばく露防止対策が必要です。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。

石綿はその重大な有害性から、石綿や石綿を重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が平成18年9月から法令により禁止されています。

また、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

石綿障害予防規則等の改正については、大阪労働局 YouTube チャンネルに説明動画を配信中ですので参考にしてください。

概要編



○建築物等の解体作業など

- 建築物等の解体作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、隔離・立入禁止などを行うなど石綿障害予防規則に定められた労働者の健康障害防止対策を講じる必要があります。

- 事前調査の結果は、記録を作成して3年間保存し、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示するとともに、周辺住民向けにも一定事項を掲示する必要があります。掲示場所は、労働者や周辺住民の見やすい場所に掲示するようにしてください。

○健康管理手帳

- 石綿製品の製造または取扱いの業務やそれに伴い石綿の粉じんを発生させる場所において業務に従事していた労働者は退職後、一定の胸部所見が認められる場合、または石綿業務への一定の従事歴（石綿の製造などの場合は1年以上、など）がある場合には、本人の申請に基づき、石綿に係る健康管理手帳が交付され、指定された医療機関で石綿健康診断を無料で年2回受けることができます。
- 交付要件となる一定の胸部所見、従事歴などの詳細及び必要な書類などは大阪労働局のホームページで確認でき、申請書をダウンロードすることができます。

○健康診断

- 石綿の除去作業を行う労働者など石綿の取扱いや石綿の粉じんを発生させる場所における業務に、常時従事する労働者には、雇い入れ時や配置替えの際及びその後定期（6か月以内ごと）に健康診断を行う必要があります。
- その事業場で過去に従事したことのある労働者で現在も雇用している者に対しても同様です。

＜健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された労働者については、管轄労働局にじん肺管理区分決定申請の提出が義務付けられています。＞

腰痛予防

★「職場における腰痛予防対策指針」に基づき腰痛を予防しましょう。

大阪府内で発生している休業4日以上の業務上疾病のうち、腰痛による災害が約4割を占めていることから、平成25年6月に示された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰痛予防対策の推進を図ります。

- 腰痛予防には、関節を動かすことや筋肉や靭帯のストレッチ、筋肉を鍛えることなどを目的として行う作業前体操、腰痛予防体操が効果的とされています。また、作業の全部や一部を自動化、機械化するなど作業者の負担を軽減する方法や、腰痛の健

康診断を行い、事後措置を適切に行うなどの方法も効果があります。

- 「職場における腰痛予防対策指針」では、作業前体操や腰痛予防体操の方法などを示しており、「介護現場で働く方の腰痛予防」リーフレットではストレッチの方法を紹介しています。いずれも大阪労働局ホームページより確認できます。また、「職場のあんぜんサイト」上の腰痛防止の視聴覚教材を活用し、腰痛予防に努めてください。

熱中症予防

★事業主・作業者双方に熱中症予防の対策が求められます。

近年、夏季を中心に職場における熱中症が多発（令和2年には、大阪で休業4日以上が49件発生）していることから、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」「職場における熱中症予防対策要綱」に基づき熱中症予防対策を推進します。

○「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日）の推進

- 熱中症予防対策の一層の推進を図るため、関係団体等と連携して熱中症の予防に係るキャンペーンを令和3年5月1日から令和3年9月30日までの期間で実施します。

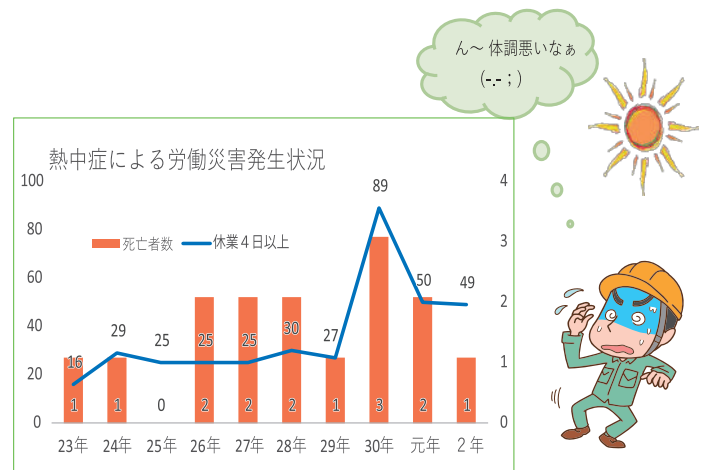
○事業主の皆さまへ

- 熱中症予防の基本的対策となるWBGT値（暑さ指数）について、日本産業規格（JIS）に適合したWBGT値指数計を使用する等により、随時把握し、熱中症予防に向けた取組みを強化しましょう。
- 一般健康診断において糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患に関係する所見を有する労働者には、産業医、主治医等の意見を勘案し、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じましょう。

○作業者の皆さまへ

- 誰でも発症する可能性があります。“自分は大丈夫”と過信しないことが大切です。
- 作業前には健康状況をチェックしましょう。
- 直射日光は避け、こまめに水分・塩分をとりましょう。
- 冷たいおしぼりなどで、体温を下げましょう。
- 休憩は風通しのよい涼しい場所でとりましょう。

- 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
- 少しでも体調不良を感じたときは、我慢せず早めに申し出て医療機関で診察を受けましょう。



安全衛生管理体制の整備

★労働者数50人以上の事業場は「衛生管理者」と「産業医」などの選任が必要です。

自主的な安全衛生管理を進めるには、事業場の規模などに応じて、衛生管理者、産業医などが適切に選任され、法定の職務を確実に実施することが必要です。労働衛生管理体制の要である衛生管理者と産業医を正しく選任するための施策を推進しています。

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人労働者健康安全機構が運営しています。

○大阪産業保健総合支援センター

大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階
TEL06-6944-1191

- 事業者や産業保健スタッフなどを対象に、以下の事業等を行っております。
- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 事業主・労働者へのセミナーの開催
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

○地域産業保健センター

労働基準監督署の管轄ごとに地域産業保健センターが設置されています。

- 労働者数50人未満の事業場を対象に、以下の事業等を行っております。

●相談対応

- メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導

●個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）